○国土交通省告示第千百三十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年七月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年十月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
(自)ＴＤⅡ―15	運行記録計　大阪メーター製造株式会社　ＸＰ―700	大阪メーター製造株式会社　大阪府寝屋川市松屋町13番５号

○国土交通省告示第千百三十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年七月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年十月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
(自)Ｇ―2081	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＫ24Ａ24	ホンダ　ＤＢＡ―ＲＥ３、ホンダ　ＤＢＡ―ＲＥ４	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第千百三十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年七月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年十月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
(自)ＨＣＨＲ―759	前照灯　ＩＣＨＩＫＯＨ　12―546	市光工業株式会社　東京都品川区東五反田五丁目10番18号
(自)ＨＣＨＲ―760	前照灯　ＩＣＨＩＫＯＨ　12―547	〃

○国土交通省告示第千百三十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年七月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年十月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
(自)ＨＣＨＲ―761	前照灯　ＡＬ　173Ｊ、172Ｊ	オートモーティブライティングジャパン株式会社　神奈川県横浜市港北区新横浜３―17―５　ＢＥＮＥＸ　Ｓ―２ビル　８Ｆ

○国土交通省告示第千百四十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年七月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年十月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
(自)Ｇ―2083	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＣＢＡＲＪ24ＢＥ１	スズキ　ＣＢＡ―ＲＥ91Ｓ、スズキ　ＣＢＡ―ＲＦ91Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第千百四十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年九月二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
(自)Ｃ―515	年少者用補助乗車装置　タカタ　ＩＦＸ―30Ｃ	ホンダ　＊＊＊―ＲＫ３、ホンダ　＊＊＊―ＲＫ４、ホンダ　＊＊＊―ＲＫ７	タカタ株式会社　東京都港区赤坂２丁目12番31号

○国土交通省告示第千百四十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年九月九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43―28R―000022	警音器　トヨタ　AM1（ＪＰ）	トヨタ　ＤＢＡ―ＺＧＭ10Ｇ、トヨタ　ＤＢＡ―ＺＧＭ10Ｗ、トヨタ　ＤＢＡ―ＺＧＭ11Ｇ、トヨタ　ＤＢＡ―ＺＧＭ11Ｗ、トヨタ　ＤＢＡ―ＺＧＭ15Ｇ、トヨタ　ＤＢＡ―ＺＧＭ15Ｗ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千百四十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年九月九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
(自)Ｇ―2046	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＡＡ―２ＧＲ―ＦＸＥ	レクサス　ＤＡＡ―ＧＹＬ10Ｗ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千百四十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年九月二十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
(自)Ｇ―2027	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＨＫ６ＡＥ７	ニッサン　ＤＢＡ―ＭＬ21Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
(自)Ｇ―2028	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＣＢＡＨＫ６ＡＴ５	ニッサン　ＣＢＡ―ＭＬ21Ｓ	〃
(自)Ｇ―2067	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＣＢＡＨＫ６ＡＥ12	〃	〃